

登山・クライミング・ハイキング・トレッキング スキー スノーボード MTB など

レジャーと日常生活の万一の賠償事故に備えて

日本勤労者山岳連盟 会員の皆様へ

第三者に対する賠償責任に備えるための……

労山・個人賠償責任プラン

フルガード(フルガード保険特約付普通傷害保険)のご案内

死亡後遺障害保険金額 25 万円 & 個人賠償責任保険金額: 1 億円

年間保険料: 1200 円

- 保険期間: 平成 18 年 6 月 1 日午後 4 時より平成 19 年 6 月 1 日午後 4 時までの 1 年間となります。
- 申込の締切: 初回平成 18 年 5 月 25 日までに申込したものそれ以後は各月 25 日(中途加入扱い)となります。
本年の最終締切は、平成 19 年 1 月 25 日です。1 月 25 日以降は、平成 19 年 6 月 1 日始期契約への申込受付となります。
- 個人賠償責任プランは、(ご注意: 死亡後遺障害保険は加入者本人のみ対象です。)

思いがけないトラブルから、自身と家族を守るために

国内・海外における山だけでなく日常での賠償事故にも備えます。

生計をともにする同居の親族の賠償事故もカバー範囲となります。

山 & 日常生活をカバーします。個人賠償責任保険は、山を含む日常生活(国内&海外)において、偶然の事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えるなど、第三者に損害を与えてしまい、治療費や慰謝料、修理費など(を請求され)法律上の賠償責任を負われた場合に保険金をお支払します。

家族 も対象になります。*賠償責任保険の被保険者はご本人のほか、配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子 となります。

訴訟 費用なども支払対象です。お支払対象となる事故により、賠償を求められる裁判を起こされた場合の、裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用もカバーします(ただし、事前に保険会社の同意が必要です。)

取扱代理店: (有)セブンエー 受付時間: 平日: 10 時～18 時

〒193-0832 八王子市散田町 3-11-11 関谷ビル 105

TEL: 0426-69-5330 FAX: 0426-69-5331

Mail: info@e7a.jp URL: <http://www.e7a.jp/>

引受保険会社: 東京海上日動火災保険(株) 八王子支社

〒192-0081 東京都八王子市横山町 1-6 8F: TEL: 0426-44-7311

◎ ご注意: 本プランは、労山会員専用です。一般個人の方はご加入できません。

第三者に対する賠償責任に備える・・・ 労山の個人賠償責任プラン

フルガードの死亡後遺障害と個人賠償責任を利用したプランです

このプランは、日本勤労者山岳連盟を保険契約者とする団体契約です。

ご加入できるのは、労山会員に限定されております。ご注意ください。(手続きは会の担当を通じて行われます。)

➤ 日常生活における偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負われた場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払します。

国内・海外で役に立ちます。対象となる山やアウトドアや日常生活の上での事故には、スキーで他人をケガさせた、自転車運転中お店に突っ込んで損害を与えた、自宅のベランダからものを落とし通行人にケガをさせた、などの事故などが含まれます。クライミングのビレイミスに 4300 万円、スキーの上から滑ってきた者に 150 万円、などスポーツによる賠償事故の判例もでてきております。

労山 会員 (会担当 を通じて の手続き のみ)	死亡後遺障害保険金額		個人賠償責任	年間保険料
	25 万円		1 億円	¥ 1,200ー
	加入者本人のみカバー 日常生活 国内&海外 山岳とはん含む ¹ *「山岳登はん」とはピッケル・アイゼン・ザイルなどを使用しての登山をいいます。ただしこの保険では、エベレスト・K2・マナスルなど危険度の高い山を除きます。		加入者ご本人のほか、配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子をカバー 日常生活 国内&海外	

:保険料はご加入者数が1,000人以上3,000人未満の場合です。ご加入数が1,000人未満の場合、保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承くださいませ。:保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別 1 級(学生・事務従事者・主婦・無職)の方を対象としたものです。その他の職種の方は取り扱い代理店にお問い合わせください。

保険期間:平成 18 年 6 月 1 日午後 4 時より平成 19 年 6 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

初回締め切りは 5/25 名簿必着&入金 以後は中途加入扱いとなります。

個人賠償責任保険はこんな時にお役に立ちます。

訴訟にいたらなくても、法律的責任が明白な場合:

➤ 当事者および保険会社が同意すれば、スムーズなお支払が可能です。例えば・・・

1. 電車内で、アイゼン/ピッケルカバーが外れ他の乗客を傷つけてしまった。
2. 冬のテント場で、他人のテントの外張りをアイゼンで踏み裂いてしまった。
3. スキーを車から降ろす際、凍結した地面にすべり、とりに駐車中の車をそのスキーのエッジで傷つけてしまった。
4. 自転車走行中に、携帯電話がなり、気を取られた瞬間に歩行者に突っ込み、ケガをさせてしまった。

上記のような偶然の事故がおき、法律上の責任を負われた場合に、治療費や修理代などの被害者に対する損害賠償金をお支払します

法律的責任が訴訟などで争われる場合

事故により賠償金などを求める民事裁判を起こされた場合は、裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用(保険会社の同意が必要)をカバーし、判決として出た賠償金をカバーします。例えば、

➤ 同パーティのものが、山行中に事故に遭い死亡した。遺族から事故の責任を問われ、損害賠償請求を起こされてしまった 場合など

この保険で主にお支払するのは・・・

➤ 被害者に支払う損害賠償(弁償)金

ケガをした人や物を壊された人に支払う治療費、休業補償費、慰謝料、修理費など

➤ 裁判費用、弁護士費用などの訴訟費用

保険会社が同意した訴訟に要した裁判費用、弁護士費用などの訴訟費用

お支払する保険金の額(個人賠償)

加入者(被保険者)が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額、および加入者(被保険者)の過失割合等によって決まります。なお、加入者(被保険者)が法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象外となりますので、ご注意ください。

賠償保険が適用されない主な場合は:

- 職務の遂行に直接起因する事故
- 自動車、船舶、航空機および銃器によって生じた事故
- 故意・暴行・殴打により生じた事故
- 心神喪失中(泥酔など)に生じた事故
- 同居の親族に対する損害賠償責任

お手続きの方法：加盟団体担当者さまへ

1. 加入者名簿の作成

- 手書き(P4/別紙参照)または、パソコン(CSV・エクセル・ワード・テキスト形式ファイル)で作成下さい。下記枠内必須事項を満たすものでしたら、自家製名簿の受付も可能です。

e-mail環境の方へ:エクセル専用ワークシートの用意もありますので、メールにて団体番号および団体名明記のうえ、info@e7a.jpまでご請求ください。添付ファイルにて返信いたします。

加入依頼名簿記入必須事項:(別紙加入依頼書参照下さい)

➤ 団体及び担当者に関して

加盟団体番号&団体名

担当者名(フリガナ)&担当者〒 住所 TEL FAX
e-mail

➤ 各加入者に関して:

氏名&氏名フリガナ&年齢&生年月日&職業の有無

自家製名簿:上記内容を満たしたものは受付可能です

2-A: 保険料のお振替:締め切り:5月25日まで

郵便振替:00100-5-592378「労山賠償保険センター」

- *注意:遭対基金口座とは異なります。

*記入事項:郵便局備付の郵便振替用紙に、名簿送付日&送付方法、団体番号、団体名 &ご連絡先を明記の上お振替ください。汎用(郵便局備付)郵便振替用紙の利用も可能です。

2-B: 名簿の送付:締め切り:5月25日まで

- 1で作成した名簿にお振替日を記入してセブンエー宛てに送付ください。FAX は裏面白紙送信、文字判読不能、エラーなどのトラブルの可能性があるため、できるだけ郵送または e-mail 添付ファイルをご利用ください。
- 送付先:(有)セブンエー info@e7a.jp 下記↓参照

以上で手続き完了です。

6月下旬以降:保険証券番号&加入者番号が確定し次第、各加盟団体ご担当者のもとに保険加入手続き完了者のリストを作成し、発送いたします。また全員分の加入者証兼事故報告書もあわせて作成送付します。

送付先:〒193-0832

東京都八王子市散田町 3-11-11 関谷ビル 105

(有)セブンエー 労山賠償係 行

TEL:0426-69-5330 FAX:0426-69-5331 Mail: info@e7a.jp

ご確認

個人賠償責任保険の対象者は:本人以外にも含まれます。

- 1) 加入者本人(加入者リスト記載)
- 2) 加入者(記名被保険者)の配偶者、加入者または配偶者と生計を共にする同居の親族及び生計を共にする別居の未婚の子が起こした事故もお支払の対象となります。(注意:続柄は損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

注意:死亡後遺障害の対象は本人のみです。

この個人賠償責任保険の対象事故は:

- 山以外の日常生活での事故も対象です。
- × 仕事での事故や、自動車などの所有・使用などによる事故は対象外です。

各団体ご担当者様へ お願い

必ず各加入者に事故報告書をお渡し下さるようよろしくお願いいたします。(対象賠償事故の範囲に日常生活、対象者に本人以外にも含まれるため)

中途加入:締切後の扱い および、途中加入 1月割計算

随時受付可能ですが、申込時期により保険料が異なります。左記手続き方法で名簿送付による申し込みをしてください

- 当月 25 日までに入金確認と名簿受領が出来たものを翌月 1 日保険開始(ただし終わりは翌年 6/1 です。)とさせていただきます。

中途加入掛け金表

入金期限	名簿到着期限 締切	保険開始日	保険期間	保険料
5/25	5/25	6/1	1年	¥1,200
6/25	6/25	7/1	11ヶ月	¥1,100
7/25	7/25	8/1	10ヶ月	¥1,000
8/25	8/25	9/1	9ヶ月	¥900
9/25	9/25	10/1	8ヶ月	¥800
10/25	10/25	11/1	7ヶ月	¥700
11/25	11/25	12/1	6ヶ月	¥600
12/20*	12/20*	1/1	5ヶ月	¥500
1/25	1/25	2/1	4ヶ月	¥400

*1: 年末年始の為、他の月より締切期限が早めになっております

*注意:1/26以降は本年分(6/1まで)の受付はできません。

保険の種類:フルガード保険特約付普通傷害保険(フルガード)

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店:(有)セブンエー:取扱代理店は引受保険会社との委託契

約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と、ご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

ご契約者:この保険は日本勤労者山岳連盟をご契約者とする傷害保険団体契約となります。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本勤労者山岳連盟が有します。

加入資格:本プランに加入できるのは、日本勤労者山岳連盟の会員のみとなります

		保険金をお支払い する場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
(国内 外 保 害)	死亡 保 険 金	偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療措置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ(※) ●核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●リュージュ、ボブスレー、ハンググライダーなどの危険な運動中のケガ
	後 遺 障 害 保 険 金	偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)保険期間(ご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	注意; ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、 山岳とはん中の事故に対しては、○;支払可能。 本プランは、引受保険会社所定の運動割増保険料を含んでいるため、ピッケル等の登山用具を使用する山岳とはんを含む各種山岳活動中の事故も補償の対象とします。ただし、エベレスト・K2・マナスルなど危険度の高い山への山岳とはん、スカイダイビング・ボブスレー等他の危険な運動中には、支払いできません。注意下さい ●自動車等による競技または試運転等を行っている間のケガ ●他覚症状のないむちうち症および腰痛 等 (※)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガは除きます。
(国内 外 保 害)	個人 賠 償 責 任	日本国内外における次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 (注1)損害賠償責任の一部または全部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2)重複する保険契約が他にある場合は、保険金の支払が按分されます。	●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●受託品に関する損害賠償責任 ●心神喪失中(泥酔中など)の損害賠償責任 ●自動車(ゴルフカートを除きます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用などに起因する損害賠償責任。 等 (※)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為による損害賠償責任は除きます。

上記傷害によるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

事故がおきたばあいは・・・？

事故の際には:●専用事故受付用紙をお送りしております。事故状況、被害状況などを記入の上、ご連絡下さい。●全国の東京海上日動損害サービスセンターが事故解決のお手伝いをいたします。●なお、事故が発生した場合には、事故の日から 30 日以内に引受保険会社または取扱代理店にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金がお支払いできない場合がありますので、ご注意ください●個人賠償責任保険の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に保険会社へご相談下さい ●この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

個人賠償責任保険ご注意: ●被害者救済のための保険ではありません。この保険は、あくまでも加入者(親族含む)が万が一、偶然の事故を起こし、法律上の賠償責任を負わされた場合に備えるためのものです。被害者保護の為ではなく、加入者の法的賠償責任をカバーするためのものです。くれぐれも誤解の無いようよろしくお願いいたします。また対象は偶然の事故です。そして支払基準は法的賠償責任の有無です。偶然の事故でも法的賠償責任がないと思われるケース(事故の主な原因が自然現象、また山岳スポーツ固有の危険の場合など)ではお支払ができない場合がございます。ただし、そのようなケースでも民事訴訟を起こされた際の裁判費用や、判決として出された賠償金などはこの保険でまかなうことが可能です。また被害者の感情までをカバーするわけではないのでご注意ください。●職業上の責任、自動車など運転中の責任は対象外です。

死亡・後遺障害保険ご注意:●加入者本人のみ対象です。●交通事故などの日常生活での「急激」「偶然」「外来」の事故も対象となります。● 「急激」「偶然」「外来」に当てはまらない、病気等は対象外です。

このパンフレットはフルガード保険特約付帯普通傷害保険の特徴を説明したものです。詳細は契約者である団体の代表の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点につきましては取扱代理店までお問合せください。 2006 年 3 月作成 6410-05-011

労山個人賠償制度 加入依頼書

各団体ご担当者様へ:下記もれなくご記入の上、送付下さい

送付先:郵送:セブンエー(宛名ラベル 右を切り取っての利用も可能です)

e-mail;info@e7a.jp FAX:0426-69-5331

加盟団体番号:_____

加盟団体名:_____

ふりがな
担当者

:

(加入者等リスト等の送付先となります)

担当者:〒

〒193-0832

東京都八王子市散田町

3-11-11 関谷ビル 105

(有)セブンエー 労山賠償係

行き

切り取って封筒に貼
ることも出来ます

担当者TEL:_____担当者FAX:_____担当者携帯:_____

担当者e-mail:_____@_____

最も確実な連絡方法: 上記 TEL・FAX ・携帯・e-mail そのほか()

番号	氏名	ふりがな	年齢	生年月日(年号を○で選択し年 を記入するか、選択せず西暦 でご記入ください)	保険料
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	
				大・昭・平成・19 ____年 ____月 ____日	

用紙が不足する場合などにはコピーしてお使いください。また上記内容を満たすものであれば他書式も受付可能です。

CSV・エクセル・ワード・テキスト形式であれば、e-mail 添付ファイルでの受付も可能です。エクセルワークシートの用意もあります。

ご加入に際しては、皆様下記をご確認および同意していただく必要があります。

ご確認および同意していただくこと;

1. 加入依頼者が労山の会員であることを確認します。
(ア) 加盟団体所属者は必ず、団体番号と加盟団体名称をご記入いただきます。
2. ご加入時の確認事項への同意
(ア) 加入依頼者は下記枠欄記載の「個人情報取扱に関するご案内」の内容について同意いたします

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険(株)に本加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険(株)およびミレアグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金くまたは「保険金・給付金」と記載＞支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、ミレアグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険(株)とミレアグループ各社との間または東京海上日動火災保険(株)と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報を当該担保権者に提供すること
ミレアグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、ミレアグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険(株)(およびミレアグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険(株)のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

フルガードについて

告知義務(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務) ご加入の際には、加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるか(この場合お支払いいただいた保険料も返還できません)、または保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者(保険の対象となる方)の満年齢、職業・職務、過去の保険金請求・受領歴、他の保険契約の有無などにご注意ください。

通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務) ご加入後、契約内容に次のようなことが生じた場合、すみやかに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。①身体の傷害を補償する他の保険契約を同一の被保険者(保険の対象となる方)につき契約されるとき、またはこれらの保険契約があることを知ったとき。②被保険者本人の職業・職務が変更になったとき。手続きがない場合には、変更後に生じた事故について保険金をお支払いできないか、または削減することがあります。

その他 注意事項●死亡保険金と、後遺障害保険金は、重複してお支払いしますが、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度です。

*ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特約条項によって定まります。普通保険約款・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会下さい

保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて:引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は、平成18年3月以前は原則として90%まで、平成18年4月以降は保険業法の改正により原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。